

第47回定期大会議案(抜粋)

第1号議案

平成24年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

平成24年度運動経過並びに組織活動報告

平成24年7月1日から平成25年6月30日まで

一 運動経過の概況

本連盟は、平成24年9月14日開催の第46回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正・税制改革、税理士制度改革及び組織強化等の諸問題に対し積極的取り組み、納税者及び中小企業の視点に立って以下の運動を強力に展開した。

△重点運動1▽ 国民に信頼される税理士制度を確立するため、税理士法改正を実現するための運動を行う。

- (1) 納税環境整備の一環として税理士制度の見直しを要望し、平成25年3月の改正法案の国会発議を目指して活動を展開した。しかし、平成24年12月16日施行の衆議院総選挙の結果、政権交代となり、再出発を強いられることとなった。
- (2) 税制改正の審議は、再び自民党税制調査会(以下「党税調」)に委ねられることとなった。党税調は、新年早々の1月7日から年度改正の審議に着手した。
- (3) 本連盟は、平成24年12月、東京税理士会と合同で「税理士法改正運動プロジェクトチーム」を編成し、同プロジェクトチームは、平

度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。

7 所得控除全体の見直しと人的控除部分の給付付き税額控除制度を導入すること。

II 納税環境整備に関する項目

1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。

2 国税通則法第1条(目的)に「納税者の権利利益の保護に資する旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。」

3 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。また、所得把握のために必要な番号制度については第三者機関によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、適切な運用が行われるよう制度設計をする。

4 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とする。

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

1 平成25年度税制改正に関する要望等について

(1) 平成24年6月11日付で「平成25年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。要望項目は次のとおりである。

- 1 個別税法改正項目
 - I 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。
 - 2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
 - 3 消費税の届出書類等の提出期限を見直すこと。
 - 4 小規模事業者の消費税納税義務の見直しと消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を講ずること。
 - 5 交際費課税への10%課税の即時廃止及びその範囲を見直すこと。
 - 6 一括償却資産の損金算入制
- 2 前事業年度からの各省庁の税制改正に関する意見募集に対し、上記要望をもとに所管に関連する項目について意見を提出した。(提出先：内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省 1府・1庁・8省)
- 3 平成24年8月21日、東京都選出議員と政府税制調査会委員への陳情を皮切りに活動を本格化させた。本連盟の第46回定期大会懇親会に来賓出席した国会議員等に同要望書を手交した。
- 4 平成24年9月18日に実施された民主党都連の「平成25年度国家予算に対するヒアリン

グにも同要望書を提出し説明を行った。また、10月3日に実施された自民党都連の「平成25年度予算案に対するヒアリング」にも同要望書を提出し、説明を行った。

II 平成24年11月13日に実施した民主党都連との朝食懇談会(於：衆議院第一議員会館多目的ホール)において同要望書を提出し、平成25年度税制改正に関する要望を行った。

III 自民党都連との朝食懇談会は、衆議院解散・総選挙が目前に迫ったため、急遽延期し、平成25年1月28日に開催(於：自民党本部)、同要望書を提出し平成25年度税制改正に関する要望を行った。

IV 平成25年度税制改正では、以下の要望項目が実現した。

① 利子税・延滞税の税率の引き下げ

② 中小法人に対する交際費の損金算入額の拡大等

③ 中小企業経営・事業承継円滑化法に基づく事業承継の要件の緩和

④ 更正の請求期間の延長

⑤ 平成25年度税制改正大綱の「行方」と題して平成25年2月4日、東京税理士会と合同セミナーを開催した。基調講演は田中一穂・財務省主税局長と中里実・東大大学院法学政治学教授にお願いした。パネリストは、中里教授、平川忠雄・日本税務会計学会長(上野支部)、名倉明彦・東京会制度部長(新宿支部)及び宮本雄司・東税政政策委員(座長・本所支部)をパネリストに議論を展開した。

⑥ 本連盟は、平成25年6月28日開催の幹事会で「平成26年度税制改正に関する要望」を決定した。平成26年度改正について各省庁からの意見募集

はなかった。

⑦ 都政に関する要望について平成24年6月11日付で要望書「都政に関する要望」を作成し、この要望に基づいて都議会各会派とのヒアリングに対応した。

【要望事項】はじめに

I 都政全般に関する事項

1 適正な財政支出と行政改革について

2 中小企業を支援するための施策について

3 税理士の積極的な活用について

II 事業税・住民税に関する事項

1 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。

2 法人事業税の外形標準課税の廃止を要望し、対象法人の拡大に反対する。

3 個人事業税に関する事業主控除額を500万円に引き上げること。

4 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。

5 公的年金所得者の申告に関する取り扱いは国税と地方税とで統一すること。

III 固定資産税に関する事項

1 減価償却制度の改正に合わせ、固定資産税においても同様に償却を行なって償却資産の課税標準額を算定すること。

2 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。

IV 少額配当課税

少額配当に係る非課税措置を復活すること。

V 不動産取得税

不動産取得税の課税要件を見直しすること。

VI 賦課決定等の通知の時期に関する事項

不動産取得税の賦課決定等について

① 東京都は、本連盟が提唱していた複式簿記・発生主義に基づく会計基準を平成18年度から本格的に導入し、事業別財務諸表を活用し説明責任の充実に努めつつ、財政運営の効率化を進めている。

② 本連盟は、民主党及び自民党との朝食懇談会においても複式簿記・発生主義会計の全世界における導入状況を説明し、政府及び各地方公共団体での早期導入を要望した。

③ 上記の本連盟の要望事項については、都議会各会派から東京都の対応について通知を受けている。

△重点運動3▽ 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法改正を実現するための運動を行う。

- (1) 納税者権利憲章の策定を含む納税環境の整備について積極的に取り組んだ結果、平成25年度税制改正では利子税・延滞税の税率引き下げが実現、納税環境の整備は着実に前進した。
- (2) 国税不服審判所の改革に向けて平成25年度税制改正では、「国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること」を引き続き要望した。国税審判官の民間専門家の登用は「工程表」に基づき進められているが、その半数は弁護士である。税理士のさらなる登用を目指さなければならぬ。
- (3) 行政不服審査法の改正については、平成20年4月に国会に提出されたが、審議が行われないまま衆議院解散によって審議未了・廃案となった。民主党政権下では行政救済制度検討チームにおいて検討作業が進められ、平成23年12月13日、「行政救済制度検討チーム」とりまとめ」を公表したものの法案提出には至らなかった。
- (4) これまでの議論を踏まえ、総務省は、見直し方針を取りまとめ、平成25年5月14日「行政不服審査制度の見直し」について(案)をパブリックコメントに付した。
- (5) △重点運動4▽ 司法制度に對しては、真に国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。
- (6) 平成16年に法整備された司法制度改革のうち、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)、裁判員制度、ADR(裁判外紛争解決手続)等、及び公認会計士試験制度改正に伴う公認会計士増加策が税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視してきた。
- (7) 新司法試験による合格者の増員が税理士制度と税理士の業務にどのような影響を及ぼすのか、今後とも注視していく必要がある。
- (8) 法務省に設置されている法曹養成制度検討会議は、平成24年8月から法曹制度改革に向けての検討作業を進め、ハブリックコメントを行った後、平成25年6月26日、「法曹養成制度検討会議とりまとめ」を決定した。司法試験合格者数の見直しや法科大学院の淘汰など今後の動向が注目される。
- (9) 平成18年5月1日から新会社法が施行され、本連盟は、実務上の問題の発生に関心をもち注視してきたが、本事業年度中は特に対応すべき問題の発生は見られなかった。
- (10) 民主党政権下において法制審議会の会社法制部会は、平成23年4月から統治機構のあ

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

中途加入のおすすめ

2013年度募集要項

- ◆ 募集期間 毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2014年3月31日(月)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
- ◆ 加入対象者 開業税理士・税理士法人
- ◆ 保険の責任期間 保険料払込日の翌月1日午後4時～2014年7月1日午後4時
- ◆ 保険料 保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円～3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。
※保険料計算シミュレーターをホームページに掲載しています。
- ◆ 加入手続 払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。※加入依頼書を送付しますので、取扱代理店にご請求ください。

税理士職業賠償責任保険とは

この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。

所属税理士会 引受保険会社(共同保険)

東京、東京地方、千葉県、関東信越、北海道、東北

- 東日本幹事引受保険会社 ● 株式会社損害保険ジャパン (担当) 営業開発第二部第二課 TEL.03-3349-4034
- 西日本幹事引受保険会社 ● 東京海上日動火災保険株式会社 (担当) 広域法人部法人第三課 TEL.03-3515-4153

近畿、名古屋、東海、北陸、中国、四国、九州北部、南九州、沖縄

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(取扱代理店) 株式会社 日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 http://www.zeirishi-hoken.co.jp